平成26年度 第2回 麻布を語る会 麻布地区版基本計画策定分科会

議 事 要 旨

開催日時	平成 26 年 11 月 6 日 (木) 18:30~21:00
開催場所	港区麻布地区総合支所 2階 第3会議室
出席委員 (敬称略)	【分科会メンバー:17名】 井上(座長)、ソウ(副座長)、広瀬(副座長)、相田、今別府、尾川、小畑、 河又、清澤、首藤、仙納、高柳、原、藤本、山下、唯是、横島
事務局	【麻布地区総合支所/事務局:5名】 山本(協働推進課長)、大滝(管理課長)、鈴木(管理係長)、寺島(地区政策担当係長)、利根川(協働推進係)
概 要	 1 開 会 ・本日の進め方について ・麻布地区版基本計画の策定経緯等について 2 港区基本計画 麻布地区版計画書 (素案) について ・提言反映状況の修正資料について ・麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成事業について
配付資料	資料1 港区基本計画 麻布地区版計画書 (素案) 区民参画組織提言の反映状況 【席上配布】 ・「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成事業」について
	【会議経過】
	【会議経過】 1 開 会
座長	
座長	1 開 会
座長	1 開 会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説
座長	1 開 会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説 明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であっ
座 長事務局	1 開 会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事
	1 開 会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。
	1 開 会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。 前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。
	1 開 会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】
	1 開 会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】 本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の
	1 開 会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】 本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の決定方法、進捗管理、評価の方法、計画書素案の修正方法の説明を行う。こ
	1 開 会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の決定方法、進捗管理、評価の方法、計画書素案の修正方法の説明を行う。ここで一旦区切り、提言の反映状況の修正資料の説明。質疑を行い、山形県舟
	1 開会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】 本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の決定方法、進捗管理、評価の方法、計画書素案の修正方法の説明を行う。ここで一旦区切り、提言の反映状況の修正資料の説明。質疑を行い、山形県舟形町の事業の決定経過の説明を行う。本来であれば、このような説明は前回
事務局	1 開会 本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】 本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の決定方法、進捗管理、評価の方法、計画書素案の修正方法の説明を行う。ここで一旦区切り、提言の反映状況の修正資料の説明。質疑を行い、山形県舟形町の事業の決定経過の説明を行う。本来であれば、このような説明は前回の分科会の冒頭で説明すべき内容だった。重ねてお詫びいたします。
	1 開会本日の分科会では、前回 10 月 28 日に事務局から提言反映状況について説明不足であった点を改めて説明してもらう。また、前回の議論の争点であった地域事業「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成」についても事業を所管する管理課に説明を行ってもらう。前回 10 月 28 日の分科会の際、委員の方からの意見について明確な回答ができず申し訳ありませんでした。また、資料の作成方法、説明が至らなかったことを深く反省し、お詫びいたします。 【本日の進め方】 本計画の位置づけ、予算との関係、地区版計画書策定の経過、計画・事業の決定方法、進捗管理、評価の方法、計画書素案の修正方法の説明を行う。ここで一旦区切り、提言の反映状況の修正資料の説明。質疑を行い、山形県舟形町の事業の決定経過の説明を行う。本来であれば、このような説明は前回

基本計画位置づけと予算の仕組について【説明の要旨】

事務局

- ・基本計画は、長期的な展望に立って、目標や課題、施策の概要を体系的 に表した計画書。
- ・行政は、単年度会計のため基本計画に基づき、毎年度予算編成を行い、 議会の議決を経て、さまざまな行政活動を実施。
- ・地域事業を含めた計画計上事業は、区が優先的に取り組むべき課題として、予算を複数年にわたり担保している事業計画になる。ただし、複数年にわたり予算を担保している事業についても、毎年予算編成を行い、議会の審議を経て、予算を執行し、事業を実施。

本分科会の役割【説明の要旨】

- ・本分科会は、区民参画組織「麻布を語る会」の分科会の1つである。分 科会の役割は、麻布地区版計画書策定にあたり、幅広く区民の意見を取 り入れるために組織され、麻布地区の抱える課題に対しての提言の作成。
- ・計画書(素案)に対して意見をもらう。
- ※計画書策定については、分科会からの提言、区民意識調査結果、区の政 策判断などを踏まえ、区が責任を持って計画書を作成。

地区版計画書の策定プロセス【説明の要旨】

- ・平成26年4月、麻布支所に支所長を長とし、支所の全課長で構成する麻布地区版基本計画策定検討会、そして、検討会の下に支所の全ての係長で構成する部会を組織し、計画策定に向けた検討を実施。
- ・提言については、区役所庁内各課へ回答を依頼し、反映状況の調査を実施。
- ・策定にあたり「安全安心」「コミュニティの活性化」「国際化の推進」の 3つの重点課題を設定し、すべての事業について、発信力、地域の繋が りを強化するという視点を取り入れる。

麻布地区版計画書・各地域事業の決定方法【説明の要旨】

- ・検討会を7回、係長級の部会を5回行い、麻布支所として重点的に取り 組む課題、地域事業の検討を重ねて、原案をとりまとめ。
- ・区の基本計画全体を議論する場として、区役所の部長級職員で組織した 基本計画策定委員会、課長級職員で組織した同委員会幹事会にて審議。 その後、庁議を経て分科会へ計画書(素案)を説明。
- ・(11月11日から) 広く区民の方にもご意見を聞き、併せて議会での審議。
- ・本分科会の意見、パブリックコメントを踏まえて11月~1月の3か月間で素案修正を行い、最終的に1月下旬に計画書を決定。また、区民意見等に対しての対応状況はホームページで公表。

計画の進捗管理方法【説明の要旨】

- ・来年度進捗に関する分科会を設置し、本分科会委員に参加意向を確認し、 併せて新メンバーを公募。
- ・地域事業の実施内容や進捗状況等に関する説明や評価等を区民の視点を 入れて実施していく。
- ・前回の分科会の際に出た数値的な評価・満足度調査という意見は、状況 に応じて取り入れていく方向で検討していく。

座 長

ただいまの事務局からの説明は、どのような構成で計画書が成り立っているか、そういうバックグラウンドを説明したものだが、質問はあるか。

委員E

来年度の分科会について、新たに公募するということだが、公募期間はいつになるのか。

事務局

来年度初めに公募する。

委員E

来年度の分科会の活動内容は、計画策定に関する検討ではなく、計画の進 捗管理なのか。

事務局

はい。

委員E

提言書を作成していく分科会とは位置づけが違うということか。

事務局

位置づけは変わる。これまでと違った内容になる。

委員D

前回、計画の素案を見せていただいた中では、数値目標の記載がなかったが、進捗管理、評価をするうえで、数値的な目標がない計画を、どのような手法で評価するのか。新しい分科会を作って、今回の実施状況を分析するということだが、そもそも現時点で数値的な目標がない中で、合理的にどういう方法で評価するのか。

事務局

数値的な目標というのは、まだ立てていない状況。事業を進めていくにあ たって皆様から意見をいただきそれを反映していきたいと考えている。

委員D

計画を評価するのか、計画をもとに作った具体的な事業を評価するのか。 今の話だと2つあると思う。今後はこの計画をベースに数値的な事業計画を 作っていく。その分科会では、どちらを評価するのか。まさか、区の運営す る事業そのものを評価するわけではないですよね。

事務局

実際の運営について、どのように改善していけば良いかを分科会で検討していくことになる。

委員D

抽象的な計画について、次の分科会で新たなメンバーが来て、頑張ったかどうかを評価しろと言われてもできない。もともと具体的に数値目標があるものであれば評価もできるが、抽象的に頑張りますと書いてあったものを頑張りましたと言われたら、頑張りましたねという評価しかないと思うが、その具体性というのは、いかにして担保されるのか。

事務局

事業の内容によって目標を数値化できない事業もある。地域事業の実施内容、評価の手法等も含めて、来年度、新しいメンバーも含めて分科会で検討していきたい。

委員D

これでは理解できない。

委員A

今の質問の意味は、今回時間をかけて提言の目的や趣旨を理解している人であれば、具体的に提言から計画、その計画の進捗についても評価できると思うが、メンバーを入れ替えて新しく入ってきた人たちが具体的になっていない計画を評価したり、良い悪いと言えるのかという質問かと思う。それに対して「できる」というのであれば、その根拠が知りたいという質問であるが、どうなのか。

事務局

来年度の分科会メンバーは、現状のメンバーへ継続して参加してもらえる かの意向確認を行い、追加で公募する。

委員F

私が提案し、提言書に書かれているものが素案に書かれていない。何かというと、雨水マスに結構蚊が発生するので、年1回はきれいにしてほしいと提言している。デング熱の問題も出てきているし、私が子供のころから見ていても一度も雨水マスの掃除・消毒をしているのを見たことがない。区役所で衛生管理をちゃんとしてほしいと思って提言したのに素案にはまったく触れられていない。反映状況にも全く掲載されていない。提言書に掲載されている事項なのに全く検討をしていないということか。説明していただきたい。提言の話に入っているので、反映状況について事務局から説明いただきた

座 長

11

2 港区基本計画 麻布地区版計画書(素案)について 資料1 提言反映状況の修正資料について【説明の要旨】

事務局

- ・前回の提言反映状況では、「既存事業で対応済み」があまりにも多く、行政と皆さまの認識にギャップを生じさせた。そこで、反映状況を再度庁内(各課)へ調査依頼を実施した上で見直し、提言の趣旨を反映しているものを○、提言の趣旨を一部でも反映しているまたは事業に反映しているものを△に、提言の反映ができないものを×に変更。
- ・提言反映ができた例、2ページ、提言8「放置自転車を無くす取組が必要」の麻布十番駅、広尾駅、六本木駅周辺に駐輪場が必要に対して、広尾駅、麻布十番駅に、平成27年度、六本木駅に平成29年度、本格的な自転車駐車場を設置していく計画ということで〇。
- ・提言反映ができないが、別の対策を行っている例、5ページ、提言 17「エコ対策の推進が必要」のクールミストシャワーの設置については、設置後の維持管理などの問題があるためクールミストシャワーは導入しない。提言反映では×だが、区は別のエコ対策として省エネルギー機器の設置費の助成、緑のカーテンの推進、省エネセミナーなどを実施し、エコ対策を進めていく。
- ・制度的に提言の反映ができない例、8ページ、提言 27「地域活動や地域 との協働事業の推進が必要」のまちづくり等なんらかの意見を持ってい る区民を港区職員に中途採用してはどうかについては、中途採用するた めには、地方公務員法に基づき人事委員会が定める採用試験を受験し合

格する必要があり、提言反映では×。

・一部が反映できた例、10ページ、提言 33「図書館等を活用した拠点整備が必要」の麻布図書館をデジタル化、コミュニティ施設化し、文化の拠点として特色を出して、他の図書館との差別化を図るについては、デジタル化、コミュニティ施設化はできないが、文化の拠点として、麻布地区に多い外国人のための資料収集、利用者サービスに努めるとしているので、一部が反映できたと判断し△。

前回分科会で出た意見、質問について【説明の要旨】

- ・ちいばすの運行ルートを含め運行改善については、区民参画による課題の抽出手法ではなく移動実態調査や利用満足度調査等で課題を抽出。サービスの向上と経費拡大とのバランスを考慮し、関係機関との合意形成を図り、実現可能な改善項目から対応していく。既存の路線バス等の交通手段との重複の回避、運行の定時性の確保など総合的に検討を重ねた結果、シャトルバス等の新設は考えていない。
- ・マラソンについては、港区スポーツふれあい文化健康財団に確認し、台場で行っているマラソン (コース8km) は、公園内通路と公道の歩道の一部を使用して実施。麻布地区の場合は、マラソン大会を行える大きな公園等がなく、車道を使用しての大会となることが想定されるが、自動車を止めて車道を占有して行うような大規模な大会になると麻布支所での対応は困難。
- ・ドッグランについては、有栖川宮記念公園は起伏があることから、ドッグランのスペースを確保した上で、一般の利用者の遊び場等を確保する ことが困難なため、今後も慎重な検討が必要と判断している。
- ・オリンピックに関連した事業については、全体の基本計画である分野別計画に、2020年の東京オリンピックだけでなく、2019年のラクビーワールドカップの開催に向けた機運を醸成する事業を計画。また、オリンピックに関連して、港区全体の計画だが、ホテル等に情報発信ツールを設置するシティプロモーション推進事業や観光ボランティアの養成事業を計画。
- ・前回と今回の分科会を受けての今後の計画書(素案)の修正方法は本分 科会での意見と11月11日から12月12日まで募集する区民意見を踏ま え、11月から3か月かけて、素案の修正を行う。

【委員Fの雨水マスの意見を受けて】

事務局

先ほどの提言書の課題に記載されている雨水マスについての意見だが、この提言反映状況については、提言として掲載している 40 の項目を対象としているため、対応していないが、所管と検討の上、対応していきたい。

また、提言を受けて素案を作成しているので、素案には反映されていない。

委員D

このドキュメント(提言書)をどのように扱われるのかということについ て私たちは詳細な説明を受けていない。提言書に入っているということで反 映されると思って作業をしてきている。それを左(課題)のページにはある が、右(提言)のページにはなかったので、(計画には)入りませんと言われ ても、そんな話は聞いていないということになる。

事務局

素案自体には掲載されていないが、当然大事な話なので担当課に伝える。

委員D

それは単に議論をすり替えているだけで、提言としてではなく課題として 掲載されているものは、検討も反映もしないということなのか。提言書の内 容について、課題については反映されない、ということは今日、初めて聞い た。ドキュメント(提言書)を作成する時に、提言側にないと取り扱わない と一言バシッと言ってもらえば、我々としても提言の中にあるかチェックした。 これで計画が固まっているわけではないので、掲載について検討していき

事務局

たいと思う。

委員D

掲載する、しないということではなくて、もう一度、提言書を作成した側 がチェックをしていくか、提言を受けた側が全部を読み直して、提言として 反映していくべきものかどうかを判断していくかしか方法はない。個々の課 題について言っているのではなく、全体的にやり方がおかしいのではないか、 ということを言っている。それをこの件だけは検討しますというのは、対応 が完全ではない。

事務局

課題についても事務局で検討させていただく。

委員F

役所の検討というのは実際に実施されるかどうか分からない。前向きに検 討とか、検討で終わってしまうかもしれない。

事務局

この件は年に1回必ず出来るかどうかをここで断言できないので、申し訳 ない。

委員F

では、何年に1回だったらできるのか。これまで30年以上も清掃されず蚊 が湧いている。その状況を放って置いていいのか。

事務局

改善していきたいと考えているが。

委員D

もう一度繰り返すが、われわれが議論して提言を行った。提言書のどこに 書いてあっても提言として扱われると思っている中で、提言書の中の提言の 部分しか扱わないというのは初めて聞いたので、そういう観点からはチェッ クをしていない。先程の計画の評価についてもチェックしていきますと話が あったけれども、そもそも計画の内容に何が反映されているかわれわれが理 解していたのと、区側が理解していたのが違うので、評価そのものも提言に 対する反映、実施状況ではなくて、あくまでも今回出てきた計画に対する実 施状況になってしまって、そこに大きなギャップが出てしまう。対象が何で あって、どう評価するということが一貫していないと、ベースを何度も何度 も変えられたのではどうにもならない。提言書をもとに作成した計画という ことだが、提言書を作成した側と提言を受けた側に認識の違いがあり、ベー スが一つになっていない。今議論すべきことは、個々の案をどうするかでは なく、どうやったら、そのベースのずれを修正できるか。完全に一致することはできないかもしれないけど何とか一致させるようにしないと。そうでないとちぐはぐな内容のまま進んでしまう。

副座長

皆さんうすうす感づいていると思うが、協働推進課も計画を作って、それを提出することがルーティンになってしまっている。これが本当に、計画が改善、変わっていくかというのは、これからの分科会での課題でもある。課題をいかに今の計画に反映していくかというのも答えかもしれないけれども、現実的には計画を修正していくのは難しいかと思う。もともと改革していくというよりは、提言書を作成して区長に提出し、これを記録に残す。そして、協働推進課が計画を作成するというサイクルがあって、それを本当に変えようという感じではないなと思ってしまう。それはいかがなのか。

事務局

提言をベースに素案を作成することになっており、40の提言を汲み取るという形になってしまっている。これから提言書全体を見直し、対応して、素 案の修正をしていくという時間的な余裕もない。皆さんに議論していただき 提言を見直していくというのもスケジュール的に相当厳しい。

委員D

作業する余裕がないのであれば、事実を素直に計画書と一緒に報告するということになる。提言をベースに計画書を策定しているというが、実際には提言内容と計画書に乖離があると皆が感じている。今の話ではもう見直す余裕がないということなので、少なくとも報告内容として、計画は作ったけれども色々なプロセスの齟齬の関係で、出てきた計画と提言内容には一定の乖離があると、提言した側が評価しているというのを区長に報告する。そもそも計画作成のところに課題があるわけだから、それを次の機会に引き継いで、このような齟齬が出ないように記録しておく。さらに、区長に対してもプロセス上このような欠点があるので、次の時は必ずこういうのを含めたプロセスを作成した上で進めると、そうすれば次の時は、今回よりは乖離が減る。

今後次のメンバーと評価していく中で、そもそも計画の内容がずれている という評価があったら最悪ではないか。今既に言っているわけだから。

座 長

行政側と分科会メンバーの意見がフィッティングしていないということか と思うが。

委員Q

委員Dの意見はもっともで、ちょっと大局的な話になるが、デモクラシーの1つの課題。住民の参画する組織を作った場合、必ず紛糾する問題である。現状この分科会は要綱に定められた行政の付属機関として、法的権限はない。提言の権利は要綱で定められているが、提言を行政側が玉虫色にどうにでもできるようになっている。提言書を受けて、行政の自由な裁量で計画を作成できる。このような分科会の法的位置づけと意思決定のプロセスの明確化等を課題として、区に申しあげたい。

委員D

そのプロセスにはルールがある。そのルールとガバナンスを見直していかないといけないギャップが出たときに、そのギャップをフィードバックする仕組みがないと、ギャップが出たら出たままで終わってしまう。そもそも計

画段階でギャップがあるものを実施段階で評価するとなると、より大きなギャップが出てしまう。それをいかに解決するかという時には反省する必要があるので、反省するメカニズムを入れなければならない。法的な位置づけとして、この分科会で提言しかできないのであれば、せめてこの会議体として、この計画に提言の全てが反映されているわけではない。この乖離について、今後解決する手段を望むという要望を出すことはできると思うので、ギャップを埋めるという部分、乖離のないようなメカニズムを今後の分科会での活動に入れてもらうべき。

委員Q

策定分科会という名称についても、分科会に策定権限があるわけではないのに、勘違いを招く。今回、噴出した問題を課題として、次期の住民参画組織とはどうあるべきか、その枠組みについて区でも、よく検討して、対応したほうが良いかと思う。

事務局

これまでの意見についても、事務局で取りまとめて、分科会の活動報告でまとめたい。進め方についても反省し、今回の意見等を検討し、対応していきたい。

座 長

反省という言葉があったが、今後、改善をしていくというより、改良をしていく。この分科会で次の進め方の提案があったということで、この意見を

とりまとめていただき、区長にも報告されると思うのでよろしくお願いする。

委員A

結局、一番気がかりなのは、多分一般の方がこの計画書を見たときに、この計画書を作る段階で、区民参画組織メンバーから色々な意見が出たけれども、納得した上で、この計画が作られたと見られるのが嫌だ。分科会の意見が反映されていないことが事実。また同じような意見が出て来た時に「この人たちは納得しましたよ」と盾にされてしまうのが怖い。納得していないことを見た人が分かるようにしていただきたい。そこがポイントかと思う。

座 長

おっしゃるとおりかと思う。

委員D

提言の反映状況について、フィードバックするチャンスを与えられていないので、現状の反映状況は計画を作成している側の自己評価でしかない。提言が反映されているかどうかについて、提言を受けた側が判断しても意味がない。提言が反映されているかどうかを判断するのは提言した側ではないか。全くプロセスがおかしい。結局、先ほどの意見にもあったが、この計画書の作成にあたっては、提言書の内容を参考にはしているけれども、一切同意は取っていないということが明確になっていないと、ギャップがあると記録されない。何をやるかどうかは、受けた側が勝手に決めました。これだけ提言との間にギャップがある中では、我々としては計画に責任は負いたくない。

副座長

先週私も再認識したが、事務局からするとこの計画書は、麻布地区総合支 所の協働推進課が責任を持って作成するもので、我々は責任を持って提言書 を出すということで1年間その意識でやってきたと思うが、計画書の作成は 協働推進課の責任であるということで、そこに我々と事務局とのギャップが 最初からあったというのが分かった。 事務局

計画を作るというのは、あくまで区がやることで、いただいた提言から多々 反映できていない部分はあると思うが、計画書は区の責任で作ることを理解 していただきたい。

委員D

多分、今議論しているのはそのポイントではなくて2つあると思う。提言 内容が反映されているかどうかの評価についてフィードバックがなされてい ないところにもある。提言が反映されている、されていないは、計画を作っ た側の一方的な評価。ここにある(提言の反映状況の)○×についても分科 会では一切チェックしていない。

事務局

おっしゃるとおり。提言内容を踏まえて、○×△を付けさせていただいている。

委員D

それは日本語がおかしいのではないか。

事務局

今の段階では、あくまで素案として示している。お話しがあったように(平成 26 年)3月の段階で皆さまから提言書を出していただき、一定の責任を果たしてもらった。それをベースとして区が内部の検討会等で検討し、作成したのが今の計画書(素案)になる。この計画書は区の責任で作りあげるものだが、この計画を作る上で、ベースが提言書なので、まず提言書を作成したこの分科会で最初に素案の説明をしている。そこで、内容について意見があればこの場で承って、素案の修正に反映させていただく。

委員D

提言書がベースになって素案を作成しているのではなく、提言書を参考にしたという程度のことではないのか。提言書全体を提言として作成した分科会と、その「提言」部分だけを取り扱った計画とでは考え方に乖離がある。分科会には提言についての責任はある。その提言が反映されているかどうかのチェックもしていないのに、提言をベースに素案を作成したとは言ってほしくない。

委員Q

現行の地方自治法の枠組みのなかで考えると、区長に昨年度の3月に提言書を提出した時点で、その提言書を区がどのように利用するかは区の範疇でしかない。その区のやり方に不満があれば、次の区長選で意思表示すればいい。

委員D

提言内容を分科会でチェックした上で進んでいれば、その通りだが、分科会のチェックを得ずにずっと一方通行になっている。何人かの方から意見があったが、我々は責任を持って提言はしたけれども、ここから先について一切責任はないので、我々の名前は使わないでくださいと言っている。そこに一番大きな問題がある。

委員Q

この計画書には分科会メンバーの名前は掲載されるのか。

事務局

計画書には分科会メンバーの名前は掲載されない。

副座長

今日これまで出された意見については、来年度の分科会に参加していただく中で、反映して、チェックをしていくプロセスを作るというのが、やるべきことかと思う。

委員D

計画に対するチェックにあわせて、提言まで遡ってチェックをしていかないといけない。間に一個大きなギャップがあるので、それを次の分科会に引

き継いでいかないといけない。

副座長

次の分科会に入られる方は入って議論していく、提案するということかもしれない。行政は、通常の一般企業が考えているようなプランをして、それがどこまで実施できて、できたのかできないのかというプロセスがない。どこかにあるのかもしれないが。そのようなカルチャーではないので、そこは皆さんが望んでいて、皆さんが出したものがどう実現するのかどうかをチェックできるシステムが、今後は、港区には必要なのではないか。

委員D

分かりやすく言うと、行政の計画にはPLがなくてCFしかなくて、一方通行で使ってしまえば、いくら使いましたという報告しかしない。かつ、効果があるかということに関しては全くフィードバックするメカニズムが中長期的にない。それと同じメカニズムで、この提言をチェックしてもらっては困る。本当は要望があって、その要望がどれだけ実現されたかをチェックしなければならないのに、先ほども言ったが、次の分科会の方は、提言書を読み込んでもらって、計画書と比較して、さらに実施状況のチェックを行うしかない。

委員E

来年度の分科会で行う実施状況を確認していくという活動は、これまで実施していないのか。

事務局

地域事業をどう運営・改善していくかという分科会は開いていた。

委員E

今回これだけ混乱しているということは、また同じやり方で行っても、同じ結果になるだけだと思う。来年度の分科会の運営の仕方についても今年度中に、この分科会で相談する機会を設けることが必要ではないか。分科会の運営、実施状況の確認をしていくプロセスを始めに示していただいて、納得した上で進めていきたいと思うので検討していただきたい。

事務局

検討させていただきたい。

委員E

確かに、このメンバー全員集まってやっても収集つかないとは思うのだが、 座長・副座長とか限られたメンバーなのか分からないが。実施状況を来年ど のように確認していくかを、きちんと始めにプロセスを決めてもらって、こ ちらも納得できる条件で。委員Dが言ったとおり、いきなり基本計画だけを 見せられて、これに対する実施状況は「どうなのか」というのでは当然、誰 も納得はいかないので、提言書とうまくバランス取りながら、確認できる方 法を検討してもらいたい。

副座長

この分科会の始めに前回の提言書を見た時も重なった内容ばかりだった。 そこは結局、なにも進んでなくて毎回同じものを印刷して終わりという状況 だったのかと思う。

委員E

新たなメンバーにこの提言書を読んできてといっても、この提言書を読み込むのは結構大変なことだと思う。それをどうかみ砕いて、分かりやすく使うのかどうか等、提言書の扱いについても、このままではやりにくいので検討してほしい。

事務局

わかりました。座長・副座長を含め検討させていただきたい。

座 長

貴重なご意見ありがとうございました。次の議題に移りたい。

【「麻布と山形県舟形町との交流コミュニティ形成事業」について】

事務局

・前回(の分科会)では提言の反映の仕方、参考という話もあったが、汲み取りかたについて、もしかするとギャップがあったようだということを改めて認識。その上で席上に資料を1枚用意し、山形県舟形町との交流事業の所管課である管理課から検討状況を説明させていただきたい。

1 創設の背景について【説明の要旨】

- ・麻布地区は、他地区に比べ子育て世代の転入転居移動が特徴的、また、 都市ならではの地域活動への参加の停滞を課題として認識。
- ・計画書の策定にあたって、提言の取扱いについてギャップがあったことを改めて認識した上で、提言の 25 番、26 番で新たな地域イベントの検討が必要、コミュニティ意識の高いイベントの開催、イベントを活性化させる仕組みづくりが必要という提言、地域との関わりを持つきっかけが必要、地域や住民のことを知る、参加する仕組みを検討する必要があるという提言を課題として認識。
- ・麻布地区の地域活動活性化に向けた強みということで、従前東麻布地区では、昭和48年から続く山形県舟形町との交流、また地域関係者の方々による手づくりによる様々なお祭りの開催。例えば、東麻布商店会で先日も開催した「かかし祭り」、旧飯倉小学校跡地での夏祭り等もある。こうした麻布地区の歴史や地域性、そして強みを背景に、区民が主体となって自発的に取り組むコミュニティ形成活動のさらなる強化促進を図っていく必要がある。
- ・近年港区では区民協働スペースを各地区に整備していて、このコミュニティスペースは管理課が管理している。そうした区民協働スペース等コミュニティ拠点を活用するとともに、山形県舟形町との交流を核とした、麻布地区と山形県舟形町との交流コミュニティ形成事業を創設することにしたのが経過である。

2 基本コンセプトについて【説明の要旨】

- ・1つは、区民協働の観点から東麻布地区を拠点とする地域団体の地域連携活動を側面から支え、麻布地区の事業として麻布地区全域にわたって 区民主体の活動のより一層の活性化を図ること。
- ・もう1つは、都市生活では得がたい自然体験を、歴史的なつながりの深い地域との交流の中で実施することによって、麻布地域の児童の健全育成を促していくこと。

3 事業内容について【説明の要旨】

・東麻布まちづくり協議会という任意団体が主体となって実施してきたサ

マーツアーなどの交流事業を、港区が主体の事業として企画、調整、実施をすることによって交流の促進と協働の推進を図っていく。

- ・サマーツアーは、経費、参加者の調整等は港区が負担。宿泊交通等実費相当は、公平性の観点から参加者の自己負担。詳細は、山形県舟形町と地域の関係団体の方と調整していく。
- ・一部業務委託で実施。サマーツアーは、麻布地区の児童と同伴者で約80 名程度をし、内容は山形県舟形町で宿、食事、体験プログラム等の手配、 安全安心体制、写真記録、報告書の作成、感想文の冊子作成等を想定。
- ・サマーツアー以外の交流事業は、相互交流ということで港区の児童が赴くだけでなく、山形県舟形町の方々にも何らかの形で都市での情報発信等をしてもらうことを考え、今山形県舟形町の方と具体的な企画案を調整している。
- ・区民協働スペースというお話しを先ほどしたが、この交流スペースを活 用した様々な交流事業を企画していく。

4 実施時期等について【説明の要旨】

・実施時期は、地域事業ということで平成27年度からの3か年、今年度は 地域の方々にヒアリングをしたり、庁内調整を行い、それを受けて事業 の試行と実施を平成27、28、29年度で考えている。基本的にこの地区を 良くしたいという想いを持って皆さまの助言をいただきながら、よりよ い形の事業を実施していく。

座 長

ただいま説明のあった山形県舟形町との交流事業について質疑を行いたい。

委員B 事務局

今の説明では、なぜ山形県舟形町に決定したという理由が分からない。

手元の資料の「創設の背景」にあるように、地域を活性化させるための方法が何なのかという認識を持っていた。イベントなどに参加してもらうことにより地域に関心を持ってもらうとか、色々な形があったかと思う。そのような場を作るにあたって、これまで区民協働スペースなどを作り、・・・(説明途中で質問)

委員D

全然質問に対する回答になっていないのではないか。

事務局

決定の経過を説明している。

委員D

前回の分科会でも何点か質問が出て、今日答えが聞けると思って期待をしている。

なぜ山形県舟形町なのかということがいくつか出た質問の中で一番大きな質問。我々は具体的内容で、他の提言をしている。それなのに唐突に分科会の提言に基づいた計画ということで、分科会では一度も議論されていない、提言内容にも載っていない山形県舟形町の話がどういう経緯で選定されたのかということが知りたい。

副座長

大義名分は理解している。分科会で1年間議論してきた中で、提言書にも 入っておらず、議論もしていない中、いきなり3年間で1,500万円の予算が ついている。

今回担当部署を呼んで選定プロセスがどのようなものだったのか、また、 山形県舟形町以外の候補はあった中での決定なのかを知りたい。

事務局

決定の過程だが、いきなり約 2,000 ある自治体に声を掛けるということもできないので、説明した通りの課題認識のもと、・・・(説明途中で質問)

委員D

具体的に似たような取組をしている団体もあると思うが、それを把握した 上なのか、それとも、いきなりこの山形県舟形町だけ出てきて検討したのか。 同じ質問をしているが答えていないのではないか。

事務局

管理課で把握している地域間交流の種が山形県舟形町しかなかった。

副座長

他の所について調べたのか。選定のプロセスがあるのかないのか。デューデリをしてここにするというプロセスがあるのか、ないのか答えていただきたい。

事務局

プロセスとして、他の自治体に対する交流の・・・(説明途中で質問)

委員D 選定をするプロセスがあるのか。

副座長 選定をするプロセスがあるのかないのかそれだけ答えてほしい。

事務局 我々の考えているプロセスとしてはある。

委員D これしか知らないということは、選定していないのではないか。

これしか知らなかったという意味では選定のプロセスはない。

ないんですよね、それで1,500万(予算が)つくのか。

副座長座 長

事務局

それでは、委員A。

委員A

山形県舟形町に場所が決まった段階の私の知っている限りのプロセスだと、そもそも旧飯倉小学校と山形県舟形町に繋がりがあり、生徒のやりとりをしていた過去の歴史があった。

小学校が廃校になった時、小学校は潰すけれどもこういうことは残すよというブラックボックスのやり取りがあったのではないかと私はその時のことを把握している。その中の1つとしてこの事業は残って、予算があるグループにはついた。その中身を実際に見ようとすると見られない組織の動きがあると私はずっと認識していたので、そして周りの方も感づいて、そのグループとはちょっと距離を置いている。この事業が継続して今も残っているのは、もともとは旧飯倉小学校と山形県舟形町との生徒のやりとりがあって、自然体験というのも過去にはあった。ただ、廃校と同時にそれまで潰すことはしなかった。この交流は継続して、誰かがどこかでつながっているのかいつの間にか予算がついた。こんなことやっているかなという内容に予算が継続してついている。それを役所の方も触れられない部分があるのかもしれないが、それならそれで分かる範囲でもこういう企画が入ることを私たちが事前に知っていれば、ここまでこじれなかったのかもしれない。大人の事情もあり決定するプロセスの中で全部 100%の説明は私たちにはできないだろうし、私た

ちもそこまでは望んでいない。

この分科会に集まった人たちは、まちのためにというただそれだけの思いで集まっている。その目的とそれを迎える側の目的がずれてしまっているので、今取り返しがつかないところまできてしまった。

ここは腹を割って、分からないことは分からない、知らないことは知らないと言ってもらったほうが、多分この場は前に進める。このやり取りをやっていたところで、良い方向に向かっていかない。この分科会が始まった頃は皆さん前向きにまちのために、何の報酬もなく無条件に集まってきたわけで。今日はのっけから対立関係に走っている、それが苦しい、そんなことをするために私たちはここまで時間をかけてきたわけではないので、間違えた部分は間違えた、立て直せる部分は立て直す、諦める部分は諦めるということで、腹を割って話せれば、今日気持ち良く帰れるのではないか。

副座長

地域交流によってコミュニティを活性化するということは提言にも掲載されているし、やるべきだと思う。ただし、決定プロセスについては麻布地区で広範に選定して、その中でデューデリをして、結果山形県舟形町になったのであれば問題ないと思うのだが、プロセスがない中、他とも比べない中、こうなってしまったというのはいかがなものか。それでは今後どうするのか。

事務局

分科会の運営についても指導をいただいたところで、その中で、デューデリというのが分かっていなかったところもあるので、ちゃんと公平に、他の自治体と交流する芽があるのか調べるところから、まずはやる必要がある。それについては、来年度以降の分科会で評価や指摘を受けながら、軌道修正していくということで実施していきたい。

副座長

では、例えば、ここは効果が出た、27年度は実施する。その結果を踏まえて来年以降はやる、やらないという選択肢もありうるのか。それとももう予算はずっとついてしまうのか。

事務局

単年度で毎年予算はつける。ただし、(3か年の)計画ですので、基本的には毎年予算をつけるが、予算のつけ方は他の自治体との交流の芽があるということであれば、その部分も考えての予算を組むという形になる。

委員F

この一部業務委託内容を読むと、東麻布の子どもだけが対象になる書きぶりだが、麻布地区は日赤のほうからずっと広い。それで80名、向こう(日赤方面)の人は知らないし、手を上げることはあまりないと思う。結局東麻布のために1,500万円使っているような、非常に特化しているような、不満である。

事務局

発端は東麻布でも、麻布地区の地域事業として、公平に麻布地区全域で募集をし、麻布地区全域で、安全に運営実施していくために、80名という定員を予定している。

委員D

前回の答えと全く違っている。前回の説明ではあくまで計画の素案なので 掲載するかしないかも未定ということで理解していたのだが、今の話では、 もう掲載することは決定しているようだ。しかも、この事業については選定 過程が不透明なので取り下げる、ということを期待していたが、不透明だけ どやるということになっている。なぜ、話がすり変わっているのか。

事務局

色々貴重な意見をいただいているが、不透明という認識はしていない。区の様々な政策施策を決定していく過程では、今回もそうだが、麻布地区版計画の庁内策定検討会を設置し、そこで検討した上で今回の素案を作っている。また、決して東麻布だけが対象の事業ではない。麻布地区全体の事業である。庁内の検討組織で、検討した上で事業化し、素案としている。

委員D

期待している答えは、「10箇所かを調査した結果、山形県舟形町を選定したので、この事業を実施します。」ということであれば、そういう過程で決定したと皆さん納得することを期待して今日集まった。逆に言うと、適当に決めたということであれば、取り下げるということを期待して集まった。

副座長

不透明な決定プロセスだと、誰もが思う。納得している人は誰もいないと 思う。税金を使ってこのような事業を行うのは許されないと皆さんが思って いる。

委員Q

この交流事業は、自治体間の提携、協定を結んで行う事業なのか。

事務局

まず、交流事業を実施し、互いの関係が熟した段階で、災害時の協定等を 締結するということを考えている。

委員Q

事業実施のフローとしては、自治体間の協定があって、そこで児童の相互派遣などの交流事業を実施するというのが通常かと思う。

東麻布まちづくり協議会という任意団体による交流事業を、区が引き継ぐということであれば、まず自治体間の協定を結んで、地域間交流をしていくというアナウンスをした上で進める必要があるのではないか。そのように進めていかないと、突然事業が計画されているということになる。

委員D

普通、それに必要な予算があって、交通費として年間でいくら、ということから始まり、協定が結ばれ、次回の計画でこのような具体的な交流事業があるというのであれば理解できるが、いきなり 1,500 万円使いますよと言われて、それをどうやって決めたのかということに対して、知っているのがここだけだったからと言われたら、なんか怪しいと思う。

委員Q

この事業のそもそもの安全性というのが、見る限りだと疑問。公共団体と 公共団体との契約関係がないのに児童を港区から山形県舟形町に派遣して、 向こうで何か自然災害が起きた場合に、どこの公共団体が責任を負って、な んの根拠、協定に基づいてこの事業があるのかと責任追及される。だからこ の計画自体も非常に甘い。この内容だと安全に児童を送り出すことはできな い。そのようなことをしっかり検討した上で、山形県舟形町が交流先として 最適なのかということを皆聞きたい。リスクマネジメントの観点からしても 危ない。もっと慎重な検討が必要。

副座長

通常、実績がないからできないというのが区への要望に対する対応なのに、 実績がないけどやる。今まで色々とできないと言われてきて、いきなりこの 事業が入ってきて1,500万円の予算がつくのはおかしい。 委員Q なにか問題が発生した時の責任主体が不明。もし、一任意団体がやっているのなら、その責任はその団体にあるが、区の事業として実施するのであれば、責任が非常に大きいと思うので、もっと検討をすべき。

副座長 それで、これは白紙に戻せるのか、戻せないのか。

事務局 戻したくないというのが・・・(説明途中で質問)

副座長 戻せるのか、戻せないのか。

事務局 戻せない。

委員E 戻せないというのは先方的に戻せないということか。

委員Q 庁議を経て決定しているからか。

事務局 そうです、今回素案ということで庁議を経て区として、この素案でいくと いうことになる。

委員Q あとは議会でもっと追及してもらうしかない。

副座長 民間であれば問題になる。それが検討しますということだが、一納税者と して税金がどのように使われるかが分からない。1つこのような事業がある ということは他にもいっぱいあるということではないか。

委員D 提言が抽象的に書き換えられて、反映状況についても抽象的、抽象的な素 案になっている中で、この事業だけは具体的に潜り込まされている。

副座長 もし実施するのであれば、こういう事実があったということを、ホームページでも何でも構わないが、ちゃんと伝えてほしい。

事務局 皆様の認識と区の認識にずれがあるということは再認識し、反省すべきと 考えている。

ただし、繰り返しになるが、あくまでも提言の趣旨を踏まえて事業を計画 した。確かになぜ山形県舟形町かという部分は、検討が甘かったところはある。

委員D みな詰めが甘かったとは思っていない。変に詰めたのではないかと思っている。

副座長 誰が決めたのか。

事務局 素案の決定は、先ほども説明したが、支所内の検討会で決定した。

副座長 そこには責任者がいるわけですよね。

委員Q 管理課の所管でいいわけですよね。

副座長 管理課の部長ということでいいのか。その責任者というのは。

事務局 検討会の長は麻布地区総合支所長になる。

副座長 この事業が予算化されて、区の事業として計上された時に所管はどこになるのか。

事務局管理課になる。

委員Q | 麻布地区総合支所の管理課が所管になるということですね。

委員D それは、わけの分からないものを押しつけられたという感じか。

委員Q 後は議会とかに任せてはどうか。

副座長 議会は全くこういうことを知らないのではないか。

委員Q それは議員の問題であって、区民が議員に伝えるか、議員が情報を収集するなりして、議会で問題にすることでこの分科会でやるべきことではない。 多分、こういう意見があったことはきちんと支所でストックして区長に報告することを皆さんは望まれる。それで、あまりにひどければ区民の意思表示の機会として選挙があるのだから、それに対して区民がどういう反応をするかということになる。

委員D 選挙はあくまでも議員を選ぶのであって。

委員Q 区長選があるわけだから区に対する意思表示として、政策の良し悪しも含めて意思表示をすればよい。

副座長 初年度だけ予算がつくというのであれば、分科会でレビューして、計画を 改善していくということで分からなくはないが、実績がない中で、3年間の 計画として予算がつくというのはどういうことか。

委員Q 東麻布まちづくり協議会が実施してきたことを実績ととらえたということか。

事務局 地域の中で、脈々と受け継がれた事業として捉えており、その事業を麻布 地区全体として発展させることを考えている。決して、東麻布だけの事業と いうことではない。

委員Q それはこれからの話ではないか。

副座長 今の話ではない。

委員D 東麻布以外の児童を巻き込める見通しは、どうたてたのか。結局、皆さん 同じことを考えていて、公平性はどうやって担保したのか、オープン性はど こにあるのか。全部オープン性はない、公平性はないと説明を受けているので、いくら繰り返しそういう説明を受けても前に進まない。そういうのを開き直りと言う。

委員Q 一応、行政の側にそういう判断権があるのだからいい。ただ、一般区民から質問を受けた時にちゃんと説明できないとだめ。どうしてここだったのか。

委員D その説明の内容がオープンにできない。しかも公平性も考慮していないという説明の内容なので、みんな納得いかない。

副座長しかも、それが続くという話になる。

委員D 実施するにあたってもそこを担保しているような仕組みも検討されていないということになる。

事務局 今回、山形県舟形町の事業を素案で示したが、今後他の地域、地区等で同様の地域活動、他の自治体との交流活動の実績があれば、それについて将来にわたって山形県舟形町だけとは考えていないので、それを取り込むことも必要と考えている。

委員Q │ いくつか選択肢があって、児童が行きたいところに行ければいいのではな

いか。その方が、事業としてのおもしろみもあるのではないか。

副座長

毎年、対象地域を変えていければいいのではないか。それは変えられるのか。

事務局

これまで地域で交流している実績のある山形県舟形町で進めていきたいと考えている。加えて、他の地域交流があれば、それについても排除するつもりはないので、検討していきたいと思う。

委員Q

(麻布)十番まつりでも色々な地方公共団体が出店している。そういうと ころを見て行くと色々関わりはある。山形県舟形町だけを基準にするのでは なく、色々なチャンネルを見つけていけばあると思う。

委員D

前回出た意見でも、別の小学校で似たような交流をやっているという話が 出た。あればではなくみんなあると言っている。

副座長

例えば、麻布地区内の小学校で青森県との交流をしている実績もある。

委員E

今までの交流を大事にしたいと言うけれど、区としてやっていた交流ではない。

委員D

そもそも 500 万円の業務委託はいかがなものかと。一般的に考えて 80 人が 交流するのに 500 万とは、どういう業務委託なのかと思う。

委員Q 事務局 東麻布まちづくり協議会は、港区まちづくり条例にある公認の団体なのか。 任意団体になる。

委員Q

任意団体から区が事業を承継するということが、有り得るのかどうかということも考えなければならない。他にもうちでやっている事業を区に承継したい、区にやってほしいという団体はいくらでもあるはず。東麻布のまちづくり協議会の法的な位置づけというのはちょっと不明瞭だったりする。東麻布まちづくり協議会よりも、この分科会の位置付けの方が区の行政の法的な位置づけは高いはず。この分科会は区の要綱により設けられている機関なわけだから。

委員E

任意団体の活動を分科会の提言をいいように使われている印象を受ける。

委員D

先ほどの話の法的位置付けがあいまいな部分をカバーするために、提言をいいように利用しているとうがった見方をされている。しかも、別に具体的に名前が挙がっている提言があったにもかかわらず、提言にない事業が含まれたことは、提言をした側としては非常に不愉快。しっかりした透明性のあるプロセスであれば何の問題もないが、ないのだったら削除してという議論になる。

座 長

ちょっと他の方の意見も。

委員R

自治体間の姉妹都市として協定等があるのであればいい。もしないとして も、姉妹都市として連携していくという目的の中の一段階であれば、意味は あると思える。

事務局

もともと計画上の位置付けで、コミュニティ形成の場ということで位置付けている事業だが、他の可能性については調査不足という点もあったため、 他の都市との交流の可能性も探しながら事業を進めていきたい。 座 長 地方再生、全国的にはグリーンツーリズムという流れもある。それとの関連もあるのではとも思うので、ご指摘を受けた点はもう一度、事務局で咀嚼して、提示してもらいたい。

委員O 資料に記載されている提言の背景は、資料に記載されている意味ではない。 私たちが言ったような書き方をしないでいただきたい。麻布で何ができるか を話し合っていた提言であって遠くに行くという話は出ていない。

座長よくわかる。

委員D 大事な話なのだが、これは文書として残るわけで、少なくとも管理課とい う名前で出ている文書になるので、正式にこの部分は削除していただきたい。

事務局 この資料は分科会用に用意した資料ですが、提言を受けてという表現は削除する。

委員D この事業を進めて本当に大丈夫なのか、一住民として問いたい。何かあった時に管理課長が責任を取るのか。

事務局 区の事業なので港区の責任、区長が責任を取るということになる。

委員D 区長にはちゃんとリスクについて説明しているのか。

事務局 詳細については、現時点ではしていないが、実施の段階では、そういった・・・(説明途中で質問)

副座長 実施まで区長は知らないのか。

事務局 詳細についていつ、どれだけの規模の声がけをして事業をするというよう なことを説明するということ・・・(説明途中で質問)

委員D そうではなくて、計画に載っている段階で、この計画には法的なリスクが あることを説明される予定なのか。それとも何か起きたときに後からリスク はあったと説明するのか。

事務局 リスク等分科会から意見をいただいたことについては、区で対応できるよう準備する。

座 長 色々な意見を踏まえて、もう少し庁内で内容を検討していただいきたいと いうのが多くあった。

素案の修正期間が3か月間あるということなので、今後、区民説明会、パブリックコメントもあるので、まだ疑義があるということであれば区に提出していただきたい。

副座長 今日の意見、区側の回答について議事録は出るのか。

事務局 作成する。

副座長 最後に確認だが、山形県舟形町の件は実施されるという方向だが、この分 科会としては、しっかりとしたプロセスを踏んで実施してほしいという提案 になるが、これはこれで仕方がないということなのか。それとも他に意見が あるか。

委員S この事業について、長く続いている交流だからと言われても納得がいかな

委員D | 提言内容の取扱いについて今日出された意見をまとめたものを、計画書の

策定経過の中に入れていただきたい。計画は策定したけれども色々な意見が 出て、完全に提言から計画に対しての反映というのが合意されたわけではな いことを計画書の中に入れてもらえば、次に改定する時にどこを解決すれば いいのか明確になる。

事務局

計画書の中には掲載しないつもりでいる。分科会の活動報告の中に掲載する。

委員D

計画の策定プロセスに疑義が出ていることをオープンにしてほしい。そうするとバランスが取れるかと思う。

公になっている中ではうまくいった、一方で、内部の分科会では色々な問題が指摘されているということでは、公に設置された分科会として、結果についてのオープン性が担保されていない。計画書に反映するつもりはないのではなく、計画書に反映していただきたい、要望である。

事務局

いただいた意見は、当然ホームページ等で公開させてもらうので、それを 見ればこの素案に対して100%合意したわけではないというニュアンスは、分 かるかと思う。この素案自体に、我々としては提言を受けて、内部で検討し た上で素案をまとめているわけで、今意見があったように内部として同意し たわけではない、というのは齟齬が出てくるかなと思うので、実際はオープ ンになっている情報、素案としての情報、実際は反対意見がこれだけ出たと いう情報をオープンにしていけばそれで足りるかと考えている。いかがか。

委員D

今日の議事録がオープンになるということか。

事務局

パブリックコメントについてだが、こういった意見をいただきそれに対して区の回答という形でホームページ上に掲載させていただきたい。

委員D

例えば、今日やりとりされた意見や質問に対する回答もオープンな形で公開されるのか。

事務局

ひと言ひと言全部は難しいかと思うが。

委員D

そうであるなら、オープンにされる前にこの分科会に諮るべきだ。議事録 承認が必要。

副座長

通常は議事録承認が必要。

委員D

一方的に事務局で議事録を作成し、公開されるのは一般的には通用しない。 それでいままでの分は公開されているのか。

委員Q

この分科会のホームページは存在しないのか。

事務局

ない。

委員E

あれば公開するのか。

委員R

初回からずっと出ているが、前回からこのようなもの(反映状況)が出たのは評価している。今までは言いっぱなしだったのだが、今回こうした提言書に対する反映状況が分かりやすく出てきたことは進歩している。今まで言ってきたことがどうなったか分からないことが多かったが、でも前回からこれが出されて、これをもとにしていろんな意見が出てくれればと思う。

委員E

ここでの意見については、もう一度パブリックコメントで納得していない

と言わないと公開されないのか。誰かがいままでの議事録を閲覧させてくださいと言ってこない限り、今日の議事録についてもホームページ上で公開されることはないのか。

事務局

先ほど指摘いただいたとおり事前に区から公開することを伝えていないので、それはご了承いただかないとできないことかと思う。

委員E

山形県舟形町の件について、パブリックコメントでいくら言ったところで、 庁議で通ったというのがどれほどのことか分からないが、要は白紙にならず に実行されるというのが回答。こちらがいくら言ったところで変わらないと いう話であれば、この先、建設的にこのようなことがあった場合にどう対処 するかを話しあったほうがいいのではないか。結局、それしかないと思う。

副座長

そのまま実施されますというのは、問題なくデューデリのプロセスがしっかりされて、正しいプロセスに則っていた場合に実施されると思うのだが、私からすると選定のプロセスから実施までというのはやっぱり非常に不透明な部分が多いので、通常実施されますと言っても通常ではないので、差し止め請求をするなり、毎年地域を変えるなり、なにか改善をされるべきではないかと私個人的には思っている。したがってそこを分科会としては、提言だけして見過ごすのか、やっぱりなにか我々でできることを、改善できることをするかどうかを確認しておきたい。

委員D

少なくとも我々は分科会のメンバーなので、分科会のメンバーが出てきた計画に対してすでにここで言っているわけだから、改めてパブリックコメントを出すのはおかしい。少なくともここで出た意見は、分科会が公の組織である以上は公開されるべき。ただ公開するにあたっては、一般的には議事録というのは議事をした人たちの承認を得て公開すべきものなので、その手順をとっていただきたい。かつ、多分最終回だけ議事録公開しても唐突なので、今までの分科会の全ての議事を公開すべき。分科会としてのプロセスの議論や報告書に対する議論等の議事録を作成して、議事録承認をとって公開が理想。それができなかったとしても、前回と今回とこれだけ疑義が出たので、少なくとも前回と今回との議事録を作成して、議事録承認を参加者にとった上で公開すべき。パブリックコメントで批判するのはおかしい。

事務局

前回と今回出た分科会の意見は、パブリックコメント同等の形で対応する つもりでいる。

委員D

それはおかしい。パブリックコメントというのは出てきた成果物に対して パブリックに意見を募るわけで、今ここでは成果物を作る過程についての意 見が出ているのだから。

事務局 委員D そこは同等、同じ区民からの意見というかたちで行政側は判断している。 それは分科会メンバーとしておかしい。内部通報しているのと同じになってしまう。だったら始めから内部で解決すべきことではないか。

委員E

先ほどの話に戻ってしまうが、結局計画書は私たちの提言書を参考にする だけで、計画書は区の責任で作成するという理解そのものに私たちの理解と 乖離がある。

委員D

パブリックコメントで、提言の反映状況に問題があると言ってもおかしな話である。「計画書は完璧です。提言をどのように反映するかは計画書を作る人の裁量です」という回答が返ってきても意味がない。そして、次にもつながらない。改善していこうということにはならない。ですから、分科会として議事録を公開してほしいと言っている。

委員Q

この麻布を語る会設置要綱の第2条に「・・・麻布地区の現状、課題、施 策及び事業に関する検討を行い・・・」とあるので、私たちが検討を行うこ とが規定されているので、ここでもし反対意見が多いようだったら再考をす ることもありうるのではないか。この設置要綱からしても。私たちに検討の 権利がなくて、ただ意見聴取の会と規定されていれば、行政があとは私たち の裁量でと言えるが、検討を行いと規定されているのだからしょうがない。 皆さん検討した結果、同意が取れない。反対意見が多いから再検討しなけれ ばならないのではないか。

副座長

賛成している人は一人もいない。

委員Q

私たちは規定されている権限からしてもちょっと問題があるのではないかと言っている。やはりもう少し慎重に所管課長と支所長と本庁とで検討したほうがよいのではないかと老婆心ながら思っている。

行政の意思決定に異議を唱えているわけではなく、これだけ反対意見が多いと、再検討をされたほうがという意見になる。例えば霞ヶ関でも事業を実施するときは、事前に調査をやっている。経済学的調査とか色々な側面から。それで事業を決定しているが、港区の場合は恣意的に決めていると言われてもしょうがない。もう少し基礎的調査とか費用対効果の検討とかを行った上で、計画書に載せないといけないのではないか。

委員D

その時間もないのであれば、そういう議論があったこととその回答を一緒に記録して公開すべき。我々は検討する権利を与えられているが、検討はしないという回答なのか、それともこういう形で検討をしますという回答なのか。どちらでもいいがそれを記録して公開していくと、当然実施する責任は出てくるので、そういう形で我々もやってくれるという期待が持てる。

委員Q

設置要綱の第7条にも公開とすると明記されてしまっているので。

事務局

会議は公開と明記されているので、会議録は議論の余地はあるかなと思う。 議事録は作成し、会議録の公開について検討させていただきたい。

委員D

議事録を作成して、それで承認を得た時に公開権は誰にあるのか。事務局にはないと思うが。

事務局

確認しないと公開権については分からない。

委員D

公開していいかどうかは、議事録を承認した人たちにある。

事務局

そのとおりである。

委員D

そのとおりであるならば、我々が承認して公開してと言えば公開されるのではないか。

事務局調べないと分からない。

委員Q 情報公開法で定められている要件かどうかもある。多分定められていない のではないか。

委員D 一般的に、どんな会議でも議事録を公開するかどうかは会議で決める。事務局が決めるのではない。だから検討しますというのは多分見当違いな答えで、我々が議事録を承認した後で公開するかどうかを分科会として決定するのが一般的な仕組みだと思う。

委員Q それはビジネスの世界の話で、行政の情報公開はまた別の基準があるのではないか。

委員D でも行政なのか。

委員Q 分科会は行政の付属機関になる。

事務局 そこは民間とは違うので申し訳ないが今は答えられない。

委員D 逆にだめという理由はどこかに出てくるのか。

事務局 それについても調べないと分からない。

委員D 誰かが情報公開請求をした場合に、それを止められる可能性もあるのか。 パブリックコメントにコピペした場合はどうなるのか。

事務局 即答はできない。いろいろ提案いただくのはありがたいが、すべて即答することはできない。

委員D 逆に我々は守秘義務協定を結んだ覚えはないが、守秘義務協定がどこかに あるのか。

副座長 あるかないかだったら、ない。

委員Q 多分想定してない。国の審議会にはある。委員に対しての守秘義務や公開 の可否とかいろいろと。港区のこの会議に関してはそういうことを想定して いないと思う。

委員D 普通は最初にそういうことも決めておくべき。

委員Q 知識を持った人が入ってきたのだから、きちっとした枠組みにしていかないと、事務局が運営していけなくなるのではないか。

今後の課題として十分に検討されて、防衛策を張られたほうがいいのではないか。

委員D 結局皆さんの意見は、これだけ皆さん一生懸命やってきて、役所の方も一生懸命やってきて、それを否定するつもりはない。いくつか課題が出て、課題が出たことを次は改善してほしいのだが、どこかの報告書に入って役所の倉庫にしまわれたら誰も見ない。次の反省につなげるためには、公開されることによって誰かが指摘をするチャンスが生まれ、それによって改善されることを期待したい。

委員Q 今後の対応について、年度末までに第3回、第4回と分科会を開催してい くことも検討すべきではないか。

委員D 最低限、事務局は議事録を作成してほしい。扱いは検討するということで。 事務局 議事録は作成する。今後の扱いなどについては検討させていただきたい。 委員F 私個人としては、山形県舟形町の事業については認めたくない。3年間で 1,500万円という予算についても納得できない。舟形町だけでなく毎年毎年変 えていくという事業に変えていっていただきたい。 委員Q 後は議会などで対応していただくのがいいのではないか。 委員D 分科会の意見として、再検討してほしいということを議事録に残して公に していくということにしてもらいたい。 今後の分科会の運営、議事録の公開について、座長・副座長を含めて事務 副座長 局と検討し、また連絡させていただく。 委員A 麻布を良くするという思いで皆が時間を割いて集まっている。問題は区に あるのではないかという気にもなってしまう。そうはなってほしくない。こ れまでの地域事業等で一定の結果を出してきている中で、もっと先に進める と思うので、なんとかしていきたい。 座長 それでは、これにて終了としたい。皆さんありがとうございました。